

京都市の公共工事を受注していただくにあたって

京都市の公共工事を受注した事業者の方に守っていただきたい
重要事項を記載しています。

公共工事の円滑な実施による都市基盤整備の推進，市内中小企業の受注機会の増大
による地域経済の活性化等の観点から，御協力をお願いします。

京 都 市

1 市内中小企業の受注等の機会の拡大について

地域経済の活性化及び雇用の創出、地域コミュニティの発展等のためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠であることから、京都市は、京都市公契約基本条例（以下「条例」という。）に基づき、政府調達協定の対象契約や高度な技術を要する契約といった特別な場合を除き、市内中小企業に公共工事等を発注するよう努めています。

また、条例では、受注者に限らず下請業者についても、市内中小企業と下請契約を締結するよう努めるものとしています。

下請契約を締結するときは、条例の趣旨を御理解いただき、次の事項について御協力ください。

- (1) 下請負人は、できる限り市内中小企業の中から選定するよう努めてください。
- (2) 建設資材、建設機械等は、できる限り市内中小企業から調達するよう努めてください。
- (3) 下請業者に対し、二次以下の下請契約もできる限り市内中小企業と締結するよう伝えてください。

2 下請契約及び現場代理人に係る通知書の提出について

- (1) 所定の様式による「下請負契約等の通知書」を必ず提出してください。下請負人について変更があったときも、速やかに本市に通知してください。（工事請負契約書第7条）。
- (2) 市外業者を下請負人に選定したときは、「市外業者選定理由書」の提出に御協力ください。
- (3) 所定の様式による「現場代理人等通知書」を必ず提出してください。（工事請負契約書第12条）

3 下請契約の適正化について

下請契約を締結するときは、下請代金支払遅延等防止法、建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法令に基づき、公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行してください。（条例第26条）

次の事項については、特に留意してください。

- (1) 下請契約においては、必ず契約書を作成し、適正な工期及び工程を設定してください。（建設業法第19条）
- (2) 下請代金の設定については、施工の責任範囲、施工条件等を合理的に反映するとともに、

経費の内訳を明示した見積書の作成，それに基づく協議その他の適正な手続を行ってください。特に，労務費の見積りについては，適正な賃金単価に加え，法定福利費その他の必要な経費を確保するよう配慮してください。

なお，見積書の様式については，国土交通省のホームページにおいて，各専門工事業団体が作成した標準見積書が公表されているので，活用してください。（国土交通省のホームページのサイト内検索で「標準見積書」と入力するとアクセスできます。）

- (3) 建設業法の趣旨を踏まえ，下請負に係る工事の施工に関し，下請負人の指導に努めてください。
- (4) 下請代金の総額にかかわらず，下請契約を締結した時点において，下請負人から提出された「再下請通知書」等に基づき，必ず施工体制台帳及び施工体系図を作成し，その写しを本市に提出したうえで，工事現場ごとに備え置いてください。
- (5) 前払金の支払を受けたときは，下請負人に対し，資材の購入，労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう，適切に配慮してください。（建設業法第24条の3第2項）
- (6) 本市から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後の支払を現金（振込を含む。）で受けたときは，支払対象の工事を施工した下請業者に対し，速やかに現金で支払うよう配慮してください。

4 適正な労働条件の確保

- (1) 建設労働者の雇用に当たっては，労働基準法，最低賃金法，労働者災害補償保険法，労働安全衛生法その他の労働関係法令を遵守し，労働条件の改善及び労働災害の防止に努めてください。
- (2) 建設労働者の社会保険加入を促進するため，請負代金内訳明細書に法定福利費（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の事業者負担分）を明示する等，社会保険制度を適切に運用してください。
- (3) 建設労働者の福祉の増進及び雇用の安定を図るため，建設業退職金共済制度の適切な運用に努めてください。

5 暴力団排除の徹底

- (1) 本市は，あらゆる契約からの暴力団排除を推進しています。契約の相手方が暴力団員等

又は暴力団密接関係者であると判明した場合は、契約を解除し、違約金を徴収します。

(2) 京都市暴力団排除条例に基づき、本市の公共工事に関連して契約（下請工事，物品購入等）を締結する際は，締結しようとする契約金額が150万円以上であるときは，その相手方から暴力団員等でないことの誓約書を徴し，5年間保管してください。

(3) 暴力団からのあらゆる不正な要求を断固として拒否し，被害を受けた場合は発注者及び警察に通報するとともに，捜査上必要な協力を行ってください。

問合せ先

市役所	京都市行財政局財政部契約課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 電話 075-222-3311 FAX 075-222-3317
交通局	京都市交通局企画総務部財務課契約担当 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12 電話 075-863-5095 FAX 075-863-5099
上下水道局	京都市上下水道局総務部契約会計課 〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12 電話 075-672-7728 FAX 075-682-0286